

株式会社三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部調査役 久保 満利子

表2 外貨口座の種類^{注1}

口座種類	口座数	預入範囲	残高制限	払出範囲
資本取引 外貨資本 金口座	制限なし	払込資本金	払込資本金を 上限	・經常取引にかかる対外支払 ・許可を受けた資本取引 ・人民元への交換は規制あり ^{注2}
前期費用 外貨口座	1社1口座	外資企業設立準備 のための国外から の送金	原則、30万 ドル	・外資企業設立前の外国投資 者による各種費用の支払い
外債専用 口座	外債1件につ き2口座まで	親会社、国外金融 機関からの外債借 入金	外債登記した 借入額を上限	・融資契約書に定められた使途 に限定 ・人民元転は、銀行に関連証明 書類を持参の上、直接行う
国内外貨 貸出専用 口座	—	国内金融機関から の外債借入金	借入額を上限	・融資契約書に定められた使途 に限定 ・人民元転は不可
經常取引 經常項目 外貨口座	制限なし ^{注3}	經常取引に係る 外貨収入	制限なし	・經常取引にかかる対外支払 ・外管局が認可する資本取引に かかる支払

注1 上記以外に目的に応じた口座あり。

注2 人民元転の際に、会計事務所の資本検査報告他、各種資料の提出が必要。企業の資本金口座と人民元口座が同一銀行にある場合、同日中に最終受取人宛てに支払い、異なる銀行にある場合、受入銀行は2営業日以内に最終受取人宛てに支払う。備
用金(予備資金)名目での人民元への交換で、1回当たり5万ドル相当額以下、1カ月の累計10万ドル相当額以下の場合、資金
使途証明書の提出不要。資本金口座の利息の人民元転は、銀行の利息明細に基づき直接人民元転可。

注3 銀行所在地の外貨管理局における基本情報登記が必要。口座開設申請書、営業許可証、企業コード証を銀行宛提出。

(出所) 国家外貨管理局資料に基づき三菱東京 UFJ 銀行作成

本金口座開設等の規制が緩和されました。

外貨資本金口座については、開設時の外管局による「事前認可」が不要となり、口座数の制限も廃止され、企業所在地以外の遠隔地における口座開設も可能となりました。(表2)

また、域外貸付について、従来は域内企業による域外出資先向け貸付と、上海浦東新区の多国籍企業による域外親会社向け貸付のみが認められていましたが、今回の規制緩和で、外商投資企業による域外親会社向け貸付も可能となりました。但し、貸付金額は分配済未送金利益と未分配利益のうち親会社の出資比率相応分を限度としています。

②外債に係る銀行手続きの簡素化^(注4)

13年5月13日より、外債の審査権限の一部が銀行に委譲され、外債に係る銀行取引の手続きが簡素化されました。

親子ローンやオフショアローン等の外債資金の受け皿口座となる外債専用口座の開設について、従来外管局による「事前認可」が必要でしたが、銀行による「事前審査」で可能となりました。また、外債資金の人民元転・引出、外債の元利返済についても、外管局による「事前認可」が不要となりました。

ただし、対外借入に当たって、外管局への外債登記が必要なこと、外債登記は投注差(総投資額と登録資本金との差額)の範囲内であること、短期外債は残高管理、中長期外債は発生額管理を受けること等の規制は従来と不変です。

なお、外管局は、従来の直接投資関連のシステムを廃止し、新たに稼働させた「資本項目情報システム」によるモニタリングを通じて「オフサイト検査」を強化しています

3. ホットマネー流入に対する外貨管理の強化^(注5)

13年6月1日より、企業と銀行に対する、海外からの外貨資金流入管理が強化されています。

企業については、5月10日までに外貨管理局が、オフサイトモニタリングにより資金の流れと貨物の流れに重大な不一致があると認められた先に「リスク提示書」を送付し、10営業日以内に

合理的な状況説明を行わなかった企業に対し、貨物貿易決済の企業分類のA類からB類への格下げを行いました。また、銀行に対しては、外貨預貸比率に応じてドルの売り持ちポジションを抑制する為替取引総合ポジション管理の強化を実施しています。

背景には、輸出の水増し申告や輸出を装って域外から流入したホットマネーが、不動産投機や人民元高圧力の高まりに繋がっていると見た当局が、不正な資金流入を阻止する動きに出たものと思われます。

4. 今後の外貨管理政策の方向

最近の一連の外貨管理政策の動向を見ると、經常取引の貨物貿易決済においては、従来の「オンサイトでの取引ごとの照合審査」

から「オフサイトでの企業ごとの総量審査」へ、資本取引においては、「外管局による事前認可」から「銀行による事前確認」と「外貨管理局によるオフサイト検査」へと管理方法が変更されていることが分かります。

人民銀行は、12年2月に発表した報告書の中で、資本項目の自由化の機は熟したとし、今後の自由化プロセスとして、「第1段階(向こう1-3年)では、直接投資の規制緩和と対外投資の奨励、第2段階(同3-5年)では、貿易融資の規制緩和、第3段階(同5-10年)では、先に資本流入、後に資本流出の自由化」とのスケジュールを示しており、上述の外貨管理政策の動向は、第1段階における資本自由化の一環であるとも考えられます。

また、中国政府は、人民元の国際化を標榜して、09年7月に貨物貿易におけるクロスボーダー人民元決済を解禁し、その後資本取引においてもクロスボーダー人民元決済が可能となりましたが、今後人民元のさらなる国際化の為に資本取引の自由化が必要条件であり、一連の資本取引を巡る規制緩和は、人民元の国際化の進展に繋がるものと思われます。

ただし、グローバル経済下において、足元では世界経済に不透明感が漂う中、引き続きホットマネーの急激な流入も懸念されることから、中国の外貨管理政策は、当面、システムを通じたオフサイトモニタリングに重点を置きつつ、マクロ情勢の変化によっては、個別に厳しいオンサイト審査が行われる可能性がある点に注意が必要と思われます。

注1:「国家外貨管理局、国家税務総局、税関総署による貨物貿易外貨管理制度の公告(国家外貨管理局公告2012年第1号)

注2:『税関特別監督管理区域外貨管理弁法』の印刷公布に関する通知(匯発[2013]15号)

注3:「直接投資外貨管理政策を更に改善・調整することに関する通知」(匯発[2012]59号)

注4:「外債登記管理弁法」発布に関する通知(匯発[2013]19号)

注5:「外貨資金流入の管理強化に関する問題の通知」(匯発[2013]20号)

中国ビジネス Q&A 最近の外貨管理政策の動向

Q 昨年より相次いで、經常取引、資本取引ともに外貨管理政策が変更されているようですが、その具体的な内容と背景について教えてください。

A 中国の外貨管理制度では、従来から、經常取引については「原則自由」、「実需原則」、資本取引については「事前認可」を基本としてきましたが、昨年より經常取引においては「実需原則」の確認手続き等の簡素化が図られ、資本取引においては外貨管理局（以下、「外管局」）による「事前認可」から、銀行による「事前確認」と外管局による「事後管理」へと変更される等、対外決済手続きの利便性が向上しています。こうした動きは、政府が目指す資本取引の自由化への布石とも思われ、また、政府が推進する人民元の国際化の進展にも繋がるものと期待されます。但し、今後のマクロ経済情勢によっては、厳しい個別管理がなされる点にも注意が必要です。

1. 經常取引における外貨管理の規制緩和

① 貨物貿易外貨管理制度改革^(注1)

2012年8月1日より、貨物貿易決済に対する外貨管理が大きく変更されました。新たな貨物貿易外貨管理制度は、11年12月に江蘇省、山東省、大連市等、7つの都市で試行された決済手続きの簡素化措置を踏まえ、昨年より全国に展開されたものです。

輸出入決済について、企業の法令遵守の実績に基づく分類に応じて異なる管理を適用し、評価の高いA類企業には決済手続きを簡素化する一方で、評価の低いB、C類企業にはより厳格

な管理を行うことになりました。（表1）

新たに立ち上げられた「貨物貿易外貨モニタリングシステム」を通じて、外管局と税関との間で貨物貿易に係る情報共有が可能となったことから、外管局の管理方法は、従来の「オンサイトでの取引ごとの照合審査」から「オフサイトでの企業ごとの総量審査」へと変わり、さらに総量審査指標が一定値を超えた企業に対しては、重点モニタリング対象とし、「オンサイト検査」を行うこともあるとしています。

また、「輸出核銷制度」（通関記録と決済記録の照合手続）が廃止され、これに伴い税関での輸出通関と、税務当局での増値税還付請求において、輸出核銷単（照合書）の提出が不要となり、輸出決済手続きの簡素化も図られています。

② 税関特別監督管理区域内外の外貨管理の統一^(注2)

13年6月1日より、保税区、輸出加工区、保税物流園區等の税関特別監督管理区と区外の經常取引に係る外貨管理が統一され、別途規定がある場合を除き、区内企業の外貨取引は区外の外貨管理規定に基づいて処理されることになりました。

従来、税関特別監督管理区内企業は、区外企業と同様に「貨物貿易外貨受取・支払企業リスト」への登録に加え、「保税監督管理区域外貨登記証」の取得が必要でしたが、区内外の外貨管理の統一により同「登記証」の取得が不要となりました。

なお、今回の統一管理は、税関特別監督管理区内企業に対する貿易決済の利便性向上を図るものですが、従来より保税地域を利用した不正な外貨決済が見られた経緯もあり、同規定では、天津、上海、江蘇、広東、重慶、浙江、深圳、青島、寧波の9つの省市に対して、リスク防止のためのマニュアルの制定も求めています。

2. 資本取引における外貨管理の規制緩和

① 外貨建て直接投資の銀行手続きの簡素化^(注3)

12年12月17日より、直接投資にかかわる資

表1 貨物貿易決済手続き

		輸入外貨支払時の提出書類	輸出外貨受取時の提出書類	貿易与信の手続き
A類企業	改革前	・輸入契約書 ・インボイス ・輸入貨物通関単	・輸出収匯説明 ・税関ICカード	すべての前受、すべての前払、90日超のユーザンス回収、90日超の延払は、貿易与信登記管理システムに契約登記、引出登記を行う。ユーザンス回収以外は限度額管理を受ける
	改革後	・輸入契約書 ・インボイス ・輸入貨物通関単	・国際収支受取申告書	以下の場合、貨物輸出入日/外貨受払日から30日以内に、モニタリングシステムを通じて外貨受払予定日/貨物輸出入予定日を報告 ・30日超の前受、30日超の前払 ・90日超のユーザンス回収、90日超の延払 ・90日超のLC決済、海外代付等の貿易与信
B類企業	改革前	・輸入契約書 ・インボイス ・輸入貨物通関単	・輸出収匯説明 ・税関ICカード	すべての前受、すべての前払、90日超のユーザンス回収、90日超の延払は、貿易与信登記管理システムに契約登記、引出登記を行う。ユーザンス回収以外は限度額管理を受ける
	改革後	・輸入契約書 ・輸入貨物通関単 ・登記表 ^(注) (対外支払可能額を超過した場合)	・国際収支受取申告書 ・輸出契約書 ・輸出通関単 ・登記表 ^(注) (対外支払可能額を超過した場合)	・前受、前払、30日超のユーザンス、30日超の延払について外貨管理局に情報報告 ・90日超のLC決済、海外代付等の貿易与信について外貨管理局に情報報告 ・90日超の延払、90日超のユーザンス輸出契約締結は不可
C類企業	改革前	・輸入契約書 ・インボイス ・輸入貨物通関単 ・登記表 ^(注)	・輸出収匯説明 ・税関ICカード	すべての前受、すべての前払、90日超のユーザンス回収、90日超の延払は、貿易与信登記管理システムに契約登記、引出登記を行う。ユーザンス回収以外は限度額管理を受ける
	改革後	・登記表 ^(注)	・国際収支受取申告書 ・登記表 ^(注)	・すべての貨物貿易外貨取引について事前外貨管理局への個別登記が必要 ・前受、前払、30日超のユーザンス、30日超の延払について外貨管理局に情報報告 ・90日超の延払、90日超のユーザンス輸出契約、90日超のユーザンスL/C、海外代付等は不可

(注) 外貨管理局が発行する「貨物貿易外貨業務登記表」。企業が対外支払決済の都度、所在地の外貨管理局へ申請。
(出所) 国家外貨管理局資料に基づき三菱東京UFJ銀行作成